あらかわ区報　令和8年（2026年）　11月25日

発行　荒川区総務部総務課

人権週間特集号

荒川区　☎（3802）3111　FAX（3802）6262　HP https://www.city.arakawa.tokyo.jp/

12月4日～10日は人権週間

12月10日は人権デー







誰もが安心して幸せに
暮らすことができる社会を目指して――

「荒川区人権推進指針」を改定しました

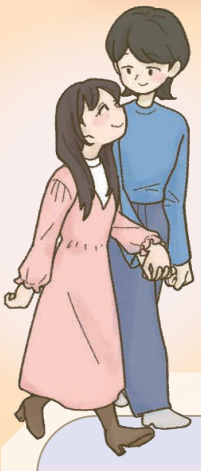

社会状況の変化に対応し、各種人権施策をさらに推進していきます。

2・3面で、区が目指す4つのまちの姿やそれぞれの取組の方向性を紹介します。

問合せ　総務課人権推進係　☎内線2271

基本理念

全ての人々が個性や違いを認め合い、
互いの人権が尊重される
平和な社会の実現



人権週間パネル展・北朝鮮人権侵害問題啓発週間パネル展

【期 間】11月28日㈯～12月17日㈬

【時 間】午前9時～午後5時

【会 場】荒川さつき会館1階ロビー

【内 容】小学生の人権標語、中学生の人権ポスター、平和なまち絵画コンテスト応募作品、人権啓発パネル等の展示













人権週間講演会

インターネットと人とのかかわり合い ～突然、僕は殺人犯にされた

【日 時】12月13日㈰午後2時～4時

【会 場】町屋文化センター1階多目的ホール

【定 員】100人（申込順）

【講 師】タレント・スマイリーキクチ氏

※区報11月1日号に掲載済みのため、すでに定員に達している場合があります。詳細は、荒川区ホームページ（**右**の二次元コード）をご覧ください

「ともに生きる」寛容で温かな地域社会の実現に向けて



荒川区長　滝口学（たきぐち がく）

近年、家族形態の変化や働き方の多様化、地域社会の変容、さらには紛争をはじめとする国際情勢の悪化等を背景に、人権をめぐる課題はますます複雑かつ多様化しています。

偏見や差別をなくすためには、障がいの有無や性別、性自認、性的指向、国籍、年齢等にかかわらず、一人ひとりの個性や違いを認め尊重し合いながらともに生きる「ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）」の実現が欠かせません。そのためには社会全体で人権について理解を深めることが重要です。

区では、この認識を区民の皆様と共有し、新たな人権課題や社会情勢の変化に的確に対応するとともに、区の人権施策の方向性を明確にするため、令和8年3月に「荒川区人権推進指針」を改定しました。

本指針に基づき、世代をつなぎ、地域をつなぎ、国や都はもとより、関係団体や事業者、区民の皆様等、みんなの力をつなぐことで、誰もが安心して幸せに暮らすことができる、寛容で温かな地域社会の実現を目指してまいります。

区民の皆様におかれましても、家庭や職場、地域において人権への意識を新たにし、日常生活の中で互いを理解し、尊重し合える地域づくりにご協力いただきますようお願い申し上げます。